



山県市手話言語条例 逐条解説



令和5年 月

山県市



目次

はじめに	3
前文	4
第1条 目的	5
第2条 定義	6
第3条 基本理念	8
第4条 市の責務	9
第5条 市民等の役割	10
第6条 施策の策定及び推進	12
第7条 財政措置	16
第8条 委任	17
附則	18

参考資料

1. 山口市手話言語条例（全文） 20
2. 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の
促進に関する条例岐阜県条例 22

はじめに

○ 山口市言語条例とは…

山口市の自治権に基づき、山口市議会の議決によって定められる自主法です。

日本国憲法（抄）

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

地方自治法（抄）

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

※ 手話等のミニ情報

かつて、狩猟中に獲物が逃げないように、また、紛争等で敵に悟られないよう、ハンドサインなどが用いられていました。しかし、正式な手話として考案されたのは16世紀、ヨーロッパの修道士によるものと言われています。その後、様々な教育方法が考案されるなどして、世界的に広まってきました。

日本においては、1878年（明治11年）、日本初のろう学校「京都府立盲啞院」にて手話を活用した教育が開始されました。しかし、その2年後にはイタリアのミラノ会議にて「ろう学校で手話を使うことを禁止し口話のみを奨励する」と決議されました。1933年（昭和8年）には、時の文部大臣からの指示により口話教育に力が入れられ、手話は口話の習得を妨げると、多くの学校では休み時間でさえ禁止されていました。

その後、2009年（平成21年）、文部科学省は特別支援学校学習指導要領の改訂により手話が初めて明記され、2011年（平成23年）には改正後の障害者基本法等に「言語（手話を含む。）」と規定されました。そして、2014年（平成26年）には2006年（平成18年）に国連で「手話は言語である」と定義された「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が日本国でも批准されました。

手話言語は、手指動作と非手指動作を同時に使う視覚言語ですが、世界共通とはなっていません。日本国内でも地域ごとの方言がありますし「日本語対应手話」と「日本手話」というものも存在します。野球等のスポーツのときのサイン、潜水時に使うサイン、会議や授業中に言葉を発しない意思伝達も、時には重要な手段となるかも…。

前 文

相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現させていく上で、言語の果たす役割はとても重要となります。

しかし、手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する手話言語は、音声言語である日本語と異なる言語であり、かつては言語として認められてきませんでした。また、手話言語を使用することができる環境も不十分で、ろう者は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることが困難で、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

現在は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられましたが、手話言語に対する理解が十分に広がっているとは言えません。

そこで、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、より安心して暮らすことのできる市を目指し、この条例を制定します。

【解説】

一般的に、前文は、条例の制定の趣旨、目的、基本原則、理念等を示すものであり、条例としての具体的な規範となる内容を持つものではありません。つまり、前文の規定そのものから直接法的効果を生ずることはないものの、条例の一部を構成するものでもあり、個別に条文規定の解釈の指針になるものとも言われています。そのため、各条項については、公用文の原則に基づいて「である体」となっていますが、前文では、広く市民の方がわかりやすく読め、親しみが持てるようにするため、「ですます体」としています。

○第1段落・第2段落について

人間は社会を形成し、その構成員として生きています。そうした中で、安心して暮らすことのできる地域社会を実現させていくためには、住民同士のコミュニケーションが大切であり、言語の果たす役割はとても重要となります。手話言語もその一つですが、音声言語である日本語と異なる言語であり、一時は使用が禁止されていた時代もありました。そのため、手話言語を使用することができる環境が十分整ってはいない実情にもあります。また、ろう者は見た目では分からないことによる不安（危険回避の場面等や相手から受ける誤解等）や不便さも多々あります。

○第3段落・第4段落について

平成23年の改正障害者基本法に「言語（手話を含む。）」と規定され、平成26年には国連で「手話は言語である」と定義された「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が日本国でも批准されました。しかし、手話言語に対する理解は十分に広がってはいませんので、手話は言語だとの認識等、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、より安心して暮らすことのできる市を目指し、この条例を制定しようとするものです。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解及び普及並びに地域における手話言語の使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

この条例が達成しようとする「目的」の規定であり、直接目的（環境構築等）、達成手段（計画推進等）及び最終目的（共生社会の実現）という要素で構成しています。

コミュニケーションが困難なケースは多種ありますが、この条例は手話が言語として位置付けられたことを知らない人も多く、手話言語に対する理解を広め、手話言語を使用しやすい環境を構築していくための基本理念等を定めることを目的としています。

そして、この条例の基本理念を総合的かつ計画的に推進していくため、市の責務と市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにすることが、この条例制定の目的であると定めています。

障害者の権利に関する条約(抄)

第2条 定義

この条約の適用上、「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思相通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

障害者基本法(抄)

(地域社会における共生等)

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 1 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する個人をいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営むものをいう。
- (3) 事業者 市内で活動する個人及び法人その他の団体をいう。

【解説】

この条例で使われている用語のうち、多義的な意味を持ち得る「市民」「ろう者」「事業者」の3つの用語について、その認識を共通化するため、特別な定めがない場合における意味を明確化しています。

なお、「手話」という用語については、日本手話、日本語対应手話、中間型手話など様々なものが存在すると言われており、手話を使う人の状況に合わせても様々な使い分けがあることを踏まえ、手話と呼ばれるものを広く条例の対象とするため、あえて用語の定義はしていません。

○「市民」について

市民の範囲については、山泉市に住民票の登録がある方に限らず、市外からの観光者や買い物・通院者等の市内一時滞在者、市内に不動産を所有している方、市に納税義務を負う方、移住予定者又は過去に住んでいた方など幅広い概念が存在しますが、この条例では、より多くの人々に関わっていただくよう広く定義することを基本としています。

① 市内に居住する個人

地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条第1項に定める「区域内に住所を有する者」のほか、実態として山泉市内に本拠がある方も含んでいます。具体的には、「生活の本拠地」が市内にある個人を指し、国籍は問わず、外国人も含まれます。

ただし、同法の「者」には、自然人のほか、法人も含んでいます。ここでは自然人のみが対象となっています。なお、法人の住所は会社法等による「本店の所在地」又は「主たる事務所の所在地」を指しますが、こうした法人や電気事業者等のように事業活動は行っているものの、事務所・店舗等を置いていない事業者等は、後述の「事業者」の対象としています。

② 市内に勤務又は在学する個人

市内の事業所に通勤する方や市内の学校に通学する方々を指し、市内に居住しているかどうかは問いません。なお、保育所や授産施設等に通所する個人等については、ここには含まれませんが、次の「事業者」に含まれます。

地方自治法（抄）

第十条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

2 略

○「ろう者」について

一般的に、生まれつき重度の聴覚障がいがあり、音声言語の自然な獲得が困難であった方は「ろう者」、途中で耳が聞こえなくなった方は「中途失聴者」、先天か中途かによらず、聞こえにくいものの一定の聴力が残存している方は「難聴者」と言われます。そこで、中途失聴や難聴の方は、一般的に第一言語は音声言語である日本語となっていますので、この条例での「ろう者」には含みません。また、手話言語を後から習得した方や普段は筆談や補聴器の使用により、手話言語を用いない方もこの条例の「ろう者」には含みません。

すなわち、生まれつき聴覚に障がいがあるため発音・発声等が困難で、聞こえる人と同じように音声を通じて日本語を獲得することができず、代わりに手話言語を第一言語として利用し、コミュニケーションを行う人のことを指しています。ただし、必ずしも「生まれつき」とは限らず、出生時点では障がいはなかったものの、第一言語を獲得する前の乳幼児期に病気等により障がいを持つに至った方は含まれます。

○「事業者」について

事業者の範囲については、市内に居住するかどうか、市内に事業所等が存在するかどうか、営利・非営利等は問いません。

「市内で活動する自然人及び法人活動」は、営利・非営利を問いませんが、一過性の活動ではなく、ある程度の継続性がある活動が指されていますので、単に不動産等を市内に所有しているだけの自然人や法人は含まれません。

「法人格を持っていない団体」とは、地方自治法第 260 条の 2 に基づく地縁団体として認可されていない自治会や老人クラブ等の地縁型組織のほか、特定のテーマだけを目的として組織するボランティア団体やスポーツ団体等があります。

地方自治法（抄）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2～17 略

第3条 基本理念

(基本理念)

- 第3条 手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と手話言語の普及を図り、手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境の構築を目指すものとする。
- 2 ろう者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。
- 3 前2項の規定は、ろう者が手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されることを基本として行わなければならない。

【解説】

地域で支え合い、誰もが安心して暮らすことができる市を目指すため、手話言語に対する理解を広め、手話言語を使用しやすい環境を構築していくための基本理念を定めています。

○第1項について

現在、国内では手話は言語の一種であるとされていますが、このことが広く市民に浸透していない可能性があります。そこで、手話言語に関する理解の促進と普及を図り、手話言語によるコミュニケーションを図りやすい環境の構築を目指すことを基本理念の一つとして定めています。

○第2項について

誰もが安心して暮らすことができる市を目指す上では、ろう者自身は自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努めることが必要です。その上で、ろう者とろう者以外の方が相互の違いを正しく理解し、それぞれの人格と個性を互いに尊重し合うことが、心豊かに共生することができる地域社会の実現につながるものとして、それを目指すことを基本理念の1つとして定めています。

○第3項について

第1項と第2項の基本理念を目指す上では、かつてろう学校において手話の使用が事実上禁止されるなど、ろう者や手話言語を巡る歴史は過酷であったことなどを踏まえ、ろう者は手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有しており、その権利は尊重されることが基本であるという前提を明記しています。

第4条 市の責務

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、手話言語への理解の促進と手話言語の普及を図り、ろう者があらゆる場面で手話言語による意思疎通ができ、自立した日常生活及び地域における社会参加がしやすい環境を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

この条例の基本理念を総合的かつ計画的に推進していくための市の責務を定めています。

○第1項について

市、市民、事業者及びろう者といった各主体が役割を十分に果たすことができるよう、各種施策を推進する主体ともなるため、前条の基本理念に基づき、必要な施策を推進する上で山口市が果たすべき責務を定めています。

その内容は、①手話言語への理解の促進と手話言語の普及、②ろう者があらゆる場面で手話言語による意思疎通ができて、自立した日常生活と地域における社会参加がしやすい環境の推進です。なお、推進施策の要素については、第6条に定めています。

文末の「するものとする」は、「しなければならない」より義務付けの感じが弱くなり、ある原則や方針を示す場合に用いられ、例えば、合理的な理由があればしなくてもよいという意味にもなります。山口市では、上記施策の推進を行う責務を規定しつつも、財政的な制約や手話通訳者の供給量不足等も考えられ、必ずしも全ての施策を実施できるわけではないため、完全な義務付けとはしない前提で定めています。

第5条 市民等の役割

(市民等の役割)

第5条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者のコミュニケーションにおける手話の必要性について理解し、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 ろう者は、手話言語の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の普及に努めるものとする。

3 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

【解説】

この条例の基本理念を総合的かつ計画的に推進していく上で、市民、ろう者及び事業者の役割について定めたものです。絶対数が最も多く、実効性に最も影響を及ぼすことにもなり得る市民の役割を定めています。

○第1項について

第3条で定めている基本理念の「手話が言語であることを認識し、手話への理解の促進」に鑑み、市民が手話の必要性について理解を深めることを明らかにしました。

市民は、まず手話言語を必要としている方がいることを知るとともに、状況に応じて筆談等でのコミュニケーションに配慮したり、音声以外で表示したりするなど、ろう者がいることも想定した音声以外でのコミュニケーションにも考慮し、ろう者が意図しない不利益を被らないよう配慮すべきことを想定しています。

○第2項について

ろう者については、普段自らが感じている生活上の困りごとや障がいの特性等について、主体者として情報発信し、手話言語への理解促進など、「市民」とは別に、当事者である主体者として手話言語の普及に努めるべきと定めています。

○第3項について

事業者については、法令で様々な規定もあります。そうした法令も踏まえつつ、ろう者に対し、利用しやすいサービス提供と働きやすい環境整備に努めるべきと定めています。

具体的には、従業員への理解促進、店先での手話や筆談相談など、ろう者がいることも想定した音声以外でのコミュニケーション方法への配慮など、ろう者が意図しない不利益を被らないよう配慮することを想定しています。さらに、職場研修などを通じ、ろう者の理解促進、音声を必要としない業務の洗い出し、メールや接し方研修など、従業員同士での意思疎通環境の整備も期待されます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（抄）

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。

合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

障害者の雇用の促進等に関する法律（抄）

（雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置）

第三十六条の二 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の三 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六条の四 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たっては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

第6条 施策の策定及び推進

(施策の策定及び推進)

第6条 市は、次の各号に掲げる施策について、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策
 - (2) 市民が手話言語による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
 - (3) 市民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築のための施策
 - (4) 手話言語通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話言語による意思疎通支援者のための施策
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市は、前項各号の施策の推進に当たっては、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努めるものとする。

【解説】

この条例の基本理念を推進していくための各種施策について、総合的かつ計画的に推進すべき施策を定めるとともに、その推進方法等について定めています。

○第1項について

山口市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者計画）として、国の障害者基本計画（第4次）や第3期岐阜県障がい者総合支援プランを踏まえた「第4次山口市障がい者計画（計画期間：令和3年度～令和8年度）」を令和3年3月に策定しています。

同計画の理念を「支え合い 誰もが健やかに安心して暮らせるまち」とし、5つの目標を定めています。

「目標1 安心・安全なまちづくり」では、「施策 情報のバリアフリー化推進」の「取り組み 視覚・聴覚障がい・知的障がい者に対する情報提供」として「手話通訳者の配置、ICT活用、筆談、代筆などの配慮、音声読み上げ機能等の充実、音声案内など、障がいの特性に応じた情報提供・意思疎通ができるよう配慮します」や「取り組み 手話奉仕員などの養成」として「手話奉仕員の維持増加のため養成講座を開講します」等の記述があります。

「目標3 生活支援体制の充実」では、「施策 コミュニケーション支援体制の充実」の「コミュニケーション支援体制の充実」として「聴覚障がい者の社会参加を推進するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業の利用を推進するとともに、手話サロンの活動を活性化し、聴覚障がい者と手話通訳者や手話奉仕員との交流機会の充実を図ります。」等の記述があります。

障害者基本法（抄）

（障害者基本計画等）

第十一条 略

2 略

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～9 略

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 23 号）第 88 条及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 の規定に基づき策定します。「第 6 期山県市障がい福祉計画・第 2 期山県市障がい児福祉計画」（計画期間：令和 3 年度～令和 8 年度）」も策定しています。

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～12 略

児童福祉法（抄）

（市町村障害福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～12 略

○第 2 項について

前項に関する計画等については、山県市まちづくり基本条例（平成 28 年山県市条例第 1 号）第 12 条第 1 項において、事前にその案を公表し、広く市民の意見を求めることとなっています。また、同条第 2 項においては、市長は聴取した意見を考慮して意思決定を行うこととなっています。その具体的なことについては、山県市パブリックコメント手続実施要綱等において定められています。

そうしたことに加え、この条文においては、比較的受動的なパブリックコメントに対し、意見を聴く対象者を具体化した上で、より能動的な規定であり、更に聴いた意見を尊重するように努めることまでを定めています。

山県市まちづくり基本条例（抄）

（意見公募）

- 第 1 2 条** 市長は、市民生活に大きな影響を与える条例及び計画等の制定又は策定等に当たっては、事前にその案を公表し、広く市民の意見を求めるものとする。
- 2 市長は、聴取した意見を考慮し、意思決定を行うものとする。

山県市パブリックコメント手続実施要綱（抄）

（定義）

- 第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- （1）パブリックコメント手続 政策等の策定に当たり、その案の趣旨、内容等を実施機関が公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- （2）実施機関 市長（水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。
- （3）市民等 次に掲げるものをいう。
- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

（対象）

- 第 3 条** パブリックコメント手続の対象となる政策等は、次に掲げるものとする。
- （1）市の基本的な政策に関する計画及び指針等の策定及び改定
- （2）市政の基本的かつ重要な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- （3）市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- （4）その他市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画、条例、規則又は要綱の策定、改定、制定又は改廃
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、パブリックコメント手続の対象としないことができる。
- （1）迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- （2）市税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及びその他金銭の徴収に関するもの
- （3）国及び県などの上位計画などとの整合性を図るため、市の裁量の余地が少ないもの
- （4）法令等の規定に基づき、広く市民等の意見聴取を行わなければならないもの
- （5）審議会等が、パブリックコメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの
- （6） 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項の規定による直接請求により直接請求により議会に提出するもの

山口市パブリックコメント手続実施要綱（抄）

（意見の取扱い及び公表）

- 第7条** 実施機関は、前条の規定により提出された意見を十分考慮して、政策等の案について意思決定を行うものとする。
- 2** 実施機関は、政策等の案について意思決定を行ったときは、提出された意見及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、政策等の案を修正したときは、その修正内容を合わせて公表するものとする。
- 3** 提出された意見が、山口市情報公開条例(平成 15 年山口市条例第 159 号)第 5 条に規定する非公開情報に当たるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 4** 第 5 条の規定は、第 2 項の規定によるパブリックコメント手続の結果の公表の方法について準用する。

第7条 財政措置

(財政措置)

第7条 市は、手話言語に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【解説】

この条例の基本理念を目指すための施策を積極的に推進していくための財政上の措置について定めています。

○財政上の措置について

山県市の財政にも限度があり、全ての施策を潤沢又は永続的に実施できる保証はありません。しかし、財政上の理由で各種施策の実施の有無が左右されることは望ましくはありません。そこで、努力義務ではありますが、この財政上の措置に関する規定を定めることにより、実効性の担保を目指そうとしているものです。

地方自治法（抄）

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

地方財政法（抄）

(地方財政運営の基本)

第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。

2 略

第8条 委任

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

「市長が別に定める」ものとしては、「規則」のほか、「要綱」「要領」などがあり、山口市公文書規程（平成15年訓令甲第1号）により、告示・公告・訓令甲・訓令乙・内訓等で発令することとなっています。

山口市公文書規程

(文書の種類)

第7条 略

- (1) 令達文書
- (2) 往復文書
- (3) 前2号以外の文書

2 令達文書は、次のとおりとする。

- (1) 条例 地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第1項の規定により制定するもの
- (2) 地方自治法第15条第1項の規定により制定するもの
- (3) 告示 法令の規定により、又は行政処分で一般に告知するもの
- (4) 公告 告示以外の文書で一般に公表を要すると認められるもの
- (5) 訓令甲 庁中又は出先機関に対する命令で一般に知らせる必要のあるもの
- (6) 訓令乙 庁中又は出先機関に対する命令で一般に知らせる必要のないもの
- (7) 内訓 庁中又は出先機関に対する命令で機密に属するもの
- (8) 達 特定の個人又は団体に対して指示命令するもの
- (9) 指令 申請、伺い等に対して指示命令するもの

附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

この条例の効力が発動する日が定められています。なお、条例の内容とし、市民の権利を制限したり、市民に義務を課したりして、罰則等を定める場合には、公布日と施行日をずらし、一定の周知期間を設けることもあります。

しかし、この条例は、そうした規制内容ではなく、地域で支え合い、誰もが安心して暮らすことができる地域を目指していくための考え方が定められているものです。また、関係団体等とは素案について議論もして、パブリックコメントも実施してきていることから、制定後、更に一定期間を置く必要がないものとして、施行日は公布日としています。

なお、地方自治法第16条第1項により、議会の議長は、条例制定の議決があったときは、3日以内に市長に送付することとなっています。また、同条第2項により、市長は、送付を受けてから20日以内に公布しなければならないこととなっています。この条例は、令和5年 月 日に議決され、令和5年 月 日に公布となりましたので、令和5年 月 日からの施行となっています。

ちなみに、「公布」の方法は、山県市公告式条例（平成15年山県市条例第3号）第2条第1項に基づき市長が署名し、同条第2項に基づく別表による「市役所前掲示場」「伊自良支所前掲示場」「美山支所前掲示場」の3箇所に掲示することとなっています。

地方自治法

- 第十六条** 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。
- 2** 普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合は、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。
- 3** 条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。
- 4** 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 5** 前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

山県市公告式条例

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示することにより行うものとする。

別表(第2条関係)

山県市役所前掲示場

山県市伊自良支所前掲示場

山県市美山支所前掲示場

参考資料

山縣市手話言語条例（全文）

相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現させていく上で、言語の果たす役割はとても重要となります。

しかし、手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する手話言語は、音声言語である日本語と異なる言語であり、かつては言語として認められてきませんでした。また、手話言語を使用することができる環境も不十分で、ろう者は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることが困難で、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

現在は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられましたが、手話言語に対する理解が十分に広がっているとは言えません。

そこで、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合い、より安心して暮らすことのできる市を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解及び普及並びに地域における手話言語の使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する個人をいう。
- (2) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営むものをいう。
- (3) 事業者 市内で活動する個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と手話言語の普及を図り、手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境の構築を目指すものとする。

2 ろう者が自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

3 前2項の規定は、ろう者が手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されることを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、手話言語への理解の促進と手話言語の普及を図り、ろう者があらゆる場面で手話言語による意思疎通ができ、自立した日常生活及び地域における社会参加がしやすい環境を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の役割)

- 第5条** 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者のコミュニケーションにおける手話の必要性について理解し、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。
- 2** ろう者は、手話言語の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の普及に努めるものとする。
- 3** 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

- 第6条** 市は、次の各号に掲げる施策について、総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策
 - (2) 市民が手話言語による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
 - (3) 市民が意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築のための施策
 - (4) 手話言語通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話言語による意思疎通支援者のための施策
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2** 市は、前項各号の施策の推進に当たっては、ろう者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(財政措置)

- 第7条** 市は、手話言語に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

- 第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 基本的施策の推進（第九条—第十六条）

附則

手話が言語であることは、障害者の権利に関する条約において世界的に認められており、わが国においても障害者基本法において明らかにされている。

岐阜県においても、全ての県民が、障害を理由とする差別を受けず、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きることができる社会を目指して、平成二十八年三月、岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例を制定し、手話を言語として位置づけた。

同条例では、基本理念として、全ての障害のある人が手話を含む言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られなければならないとされたところである。

その理念を具現化するためには、手話が言語として認められた歴史的背景を踏まえた手話に対する県民の理解と、地域社会全体における普及促進が必要である。さらに、全ての障害のある人が、それぞれの障害の特性に応じた手段により意思疎通を図ることができるよう、その手段の普及、利用環境の整備及び県民の理解促進を図るための具体的な取組を定めるため、本条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務、県民、事業者並びに障害のある人、障害者関係団体及び支援者（以下「障害のある人等」という。）の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定めることにより、県民の手話及び障害のある人に対する理解の促進を図り、もって障害のある人もない人も分け隔てなくともに安心して暮らせる社会及び障害のある人がその意欲と能力に応じて活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害のある人 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例（平成二十八年岐阜県条例第三十八号）第二条第一項に規定する障害のある人をいう。
- 二 手話 ろう者（盲ろう者を含む。以下同じ。）が情報を取得し、その意思を表示し、他人との意思疎通を図り、及び思考をするための手段として、手若しくは指の動き又は表情等により視覚的に表現される独自の語彙及び文法体系を有する言語をいう。
- 三 手話言語の普及 手話が言語の一つであることを普及することをいう。
- 四 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、点訳、音訳、筆談、代読、代筆その他の障害のある人が他者との意思疎通を図るための手段（障害のある人の意思疎通を補助するための手段を含む。）をいう。

五 支援者 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳又は介助、点訳又は音訳を行う者その他の障害のある人の意思疎通を支援する者をいう。

(基本理念)

第三条 手話言語の普及は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとともに、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために創意工夫し、受け継いできた文化的所産であるという認識の下に行われるものとする。

2 意思疎通手段の利用の促進は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に意思を伝え、理解し、及び尊重し合うために、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの必要性を認めることにより行われるものとする。

(県の責務)

第四条 県は、手話が独自の語彙及び文法体系を有する言語であるとの認識が県民に広く共有されるよう、県民の手話に関する理解の促進に努めるものとする。

2 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進し、意思疎通手段を利用する上で障壁となるものの除去について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、障害のある人等の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるよう努めるものとする。

(市町村その他の関係機関との連携)

第五条 県は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備の推進及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町村その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、意思疎通手段の理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、市町村又は障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、県が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときは、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(障害のある人等の役割)

第八条 障害のある人等は、県の施策に協力し、主体的かつ自主的に、基本理念に対する県民の理解の促進及び意思疎通手段の普及に努めるものとする。

2 障害のある人等は、意思疎通手段を利用する上で障壁があると感じた場合は、それを周囲の人に積極的に伝えるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策の推進

(計画等)

第九条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する基本的施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するとともに、基本的施策の推進にあたっては、障害

のある人等と連携して推進するための体制を整備するものとする。

(情報の取得等におけるバリアフリー化等)

第十条 県は、障害のある人が県政に関する情報を円滑に取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報の発信に努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害のある人が災害その他の非常の事態において、障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材育成等)

第十一条 県は、必要な支援者が確保されるよう、市町村その他の関係機関と協力し、支援者及びその指導者の育成に努めるとともに、障害のある人が支援者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けることができる体制の整備に努めるものとする。

(意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保)

第十二条 県は、県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、市町村その他の関係機関と協力し、意思疎通手段に関する啓発及び学習の機会の確保に努めるものとする。

(学校の設置者の取組)

第十三条 県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進に努めるものとする。

2 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を必要とする児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）が通学する学校の設置者は、児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めるとともに、当該学校の教職員の意思疎通手段に関する知識及び技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 児童等が通学する学校の設置者は、児童等の保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談への対応及び支援を行うよう努めるものとする。

(事業者への協力)

第十四条 県は、事業者が障害のある人に対しサービスを提供するとき又は障害のある人を雇用するときにおいて、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うための取組に対し、必要な協力を行うよう努めるものとする。

(意思疎通手段に関する調査研究)

第十五条 県は、障害のある人等が行う意思疎通手段の発展のための調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、基本的施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の一部改正)

2 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を削る。

第十二条中「及び手話に対する理解」を削る。

【はしがき】

この「逐条解説」は、条文等を解釈するに当たって、①他の法令・法規集を持参する必要がないようにするため、②他の法律・条例等を引用する際に、なるべく主観的（恣意的）な引用とならないよう、原文（発行時時点のもの）を引用するようにしています。



山県市手話言語条例逐条解説

令和5年 月発行

編集:山県市

発行:山県市

岐阜県山県市高木1000番地1

〒501-2192 ☎(0581)22-2111(代表)